

渋川市広報紙広告掲載運用基準

(趣旨)

第1条 この運用基準は、渋川市広報紙広告掲載取扱要綱（以下、「要綱」）により、渋川市広報紙「広報しぶかわ」に広告を掲載するにあたっての、事務の
手続など必要な事項を定めるものとする。

(申請及び掲載の日程など)

第2条 申請から掲載までの日程は次のとおりとする。

- (1) 広告掲載号の発行30日前を受付け期限とし、申請があった場合は、掲載の可否を審査し、申請日から10日以内に広告掲載可否を申請者あてに郵送で通知するものとする。
- (2) 掲載が決定した申込者は、市の発行する納付書により、市が指定する日までに広告掲載料金（以下、「掲載料」）を納付するものとする。
- (3) 市が指定する日までに掲載料の納付が確認されない広告は、掲載の決定を取り消すことができる。決定を取消す場合、掲載取消しの旨を文書で申請者に通知するものとする。

(広告の要件)

第3条 要綱第2条及び第3条に基づき審査するに当たって、具体的に掲載不可とする広告の種類は、次のものをいう。

(1) 法令等により掲載できないもの。

- ①医療関係の法令（医療法、医師法、薬事法、獣医師法、柔道整復師法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律等）に抵触するもの
- ②介護保険法に抵触するもの
- ③その他広告の制限が規定された法令等に抵触するもの

(2) 業種等により掲載できないもの。

- ①風俗営業に類似する業種の広告
- ②たばこ、酒の商品名を表示する広告
- ③ギャンブルに関する広告
- ④興信所等の広告
- ⑤出資者および出資金の広告
- ⑥マルチ商法、靈感商法など悪質商法と認められるもの
- ⑦債権取り立て、回収等の広告
- ⑧公的な検査機関が立証できない効果や効能をうたった商品等に関する広告
- ⑨社会問題を起こしている業種やその事業者が掲載する広告
- ⑩市税を滞納しているものが掲載しようとする広告
- ⑪民事再生法および会社更生法による更生手続中の事業者が掲載しようとする広告
- ⑫行政機関から行政指導を受け、改善しようとしめない事業者が掲載しようとする広告

(3) 内容等により掲載できないもの。

- ①人権侵害や名誉毀損、差別的なもの

- ②法律で禁止されている商品や無許可商品、粗悪品などの不適切な商品又はサービスに関するもの
 - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団に関するもの
 - ④他人を誹謗中傷するもの
 - ⑤政治活動に関するもの
 - ⑥宗教団体による布教に関するもの
 - ⑦利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (4) 消費者保護の観点から掲載できないもの。

- ①誇大表現によるもの
 - ②射幸心を著しくあおる表現によるもの
 - ③労働基準法等関係法令を遵守していない人材募集広告
 - ④虚偽の表現によるもの
 - ⑤法令で認められていない業種、商法又は商品
 - ⑥国家資格に基づかないものが行う療法等
 - ⑦責任の所在が定かでないもの
- (5) 青少年の保護、健全育成の観点から掲載できないもの。
- ①水着姿や裸体など、広告内容に無関係で必然性がないもの
 - ②暴力や犯罪を肯定、助長するような表現のもの
 - ③残虐な描写など、善良な風俗に反する表現のもの
 - ④暴力やわいせつ性を連想させるもの
 - ⑤ギャンブルを肯定、助長する表現のもの
 - ⑥その他青少年に有害とされるもの
- (6) その他掲載できないもの。

- ①掲載することが不相当と認められるもの
- (広告の掲載順序)

第4条 広告の掲載順は、原則として紙面の右から左方向へ申請順とする。ただし、枠の組み合わせにより適宜変更ができるものとする。

(広告の表現)

第5条 要綱第3条及び第4条に基づくもののほか、広報紙のデザインの質や品位を保持するため次に定める事項を遵守する。

- (1) 読者の誤解のもととなる表現を禁止する。
- (2) 文字と背景のコントラストは十分にとり、また背景に模様や写真を使用する場合は、文字を縁取るなどして文字を見やすくするように配慮する。

附 則

この基準は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年3月1日から施行する。